

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う ガス料金の特別措置について

2020年3月19日
北陸ガス株式会社

北陸ガスは、新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、当社供給エリア全域においてお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおりガス料金の特別措置を行うことといたしました。

記

1. ガス料金の支払期限^{※1}の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまの2020年2月（ただし、支払期限日が3月25日以降となるものに限る）、3月および4月分のガス料金の支払期限日^{※2}をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※1 ガス料金支払いの義務発生日の翌日から起算して30日目の日。

※2 見附市ガス事業の譲受けに伴い、4月1日より当社がガス事業を運営する見附地区のお客さまについては4月分のガス料金の支払期限日が対象となります。

2. お客さまからのお申し出開始日

3月25日（水） 8時30分から受付いたします。

3. 本件に関するお客さまからのお申し出先

お申し出は以下の各支社の窓口・連絡先までお問い合わせください。

<受付時間：平日8:30~17:10、土曜8:30~17:10（日曜、祝日除く）>

| お住まいの地域 | 窓口 | 連絡先 |
|---|-------------|--------------|
| 新潟市のお客さま | 新潟支社 料金グループ | 025-229-7014 |
| 長岡市・三条市・加茂市・ 田上町・見附市 ^{※3} のお客さま | 長岡支社 料金グループ | 0258-39-9011 |
| 柏崎市・刈羽村のお客さま | 柏崎支社 営業グループ | 0257-23-9003 |

※3 見附市のお客さまは4月1日以降のお問い合わせとなります。

以上

<お問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
企画グループ 担当 本間
TEL：025-245-2214